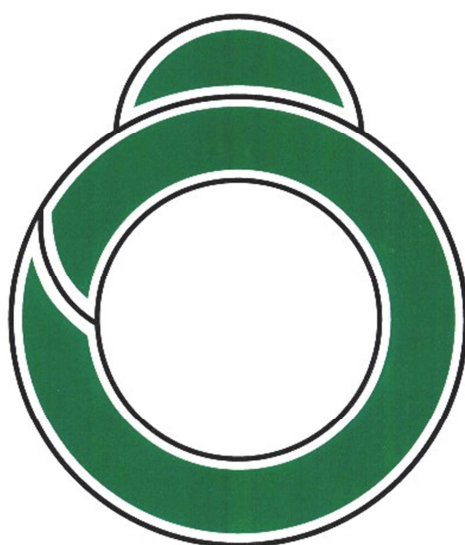


内灘町避難行動要支援者避難支援計画



平成21年 2月 「災害時要援護者支援プラン」策定
平成29年 2月 「災害時要援護者支援プラン」改め、
「避難行動要支援者避難支援計画」策定
令和元年12月 改定
令和4年 6月 改定

内灘町

目 次

用語の定義	1
第1章 避難行動要支援者避難支援計画について	3
1. 趣旨	3
2. 構成	3
3. 避難支援体制の整備・推進	4
4. 関係機関等の役割	4
第2章 要支援者名簿・同意者名簿・個別計画	7
1. 要支援者名簿の作成	7
2. 要支援者名簿の提供・管理	8
3. 同意者名簿の作成	9
4. 同意者名簿の提供・管理	9
5. 個別計画の策定	10
6. 個別計画の提供・管理	11
7. 福祉事業者等の保有する情報の活用	11
8. 要支援者名簿・同意者名簿・個別計画の業務分担表	11
第3章 避難誘導・安否確認体制の整備	12
1. 避難支援の実施体制	12
2. 情報伝達体制	12
3. 要支援者の避難支援方法等の普及	13
4. 避難支援訓練の実施	13
5. 安否確認体制	13
様式1 避難行動要支援者名簿	14
様式2 同意者名簿	15
様式3 個別計画	16
様式4 名簿情報提供の同意確認書	17
様式5 個人情報保護に関する誓約書	18

用語の定義

- **要配慮者**

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が理解できない外国人など、防災施策において特に配慮を要する者。

- **避難行動要支援者**

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

- **避難支援等**

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置。

- **避難支援等関係者**

消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合は、それらの支援者も含まれる。

- **避難行動要支援者名簿**

避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする名簿。災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度※で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

※予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、本人の同意なしに名簿情報を提供することが適切かを判断するよう留意しなければならない。

- **同意者名簿**

避難行動要支援者全員に対し、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて可否を問い、本人の同意が得られた者のみの名簿情報を抽出した名簿。同意者名簿は平常時から、各避難支援等関係者の役割や担当区等に応

じ、必要な限度で提供する。

- **個別計画**

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難行動要支援者への避難指示等の伝達や避難誘導等を迅速かつ適切に実施するため、予め避難行動要支援者一人ひとりにつき、避難支援を行う者、避難支援を行うにあたっての留意点、避難支援の方法や緊急避難場所・避難経路等について定めた計画書。

- **緊急避難場所**

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。

- **避難所**

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

- **福祉避難所**

介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障をきたす者に対し、適切なケアが行われるほか、避難行動要支援者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープ等のバリアフリー化が図られた避難所のこと。一般の避難所の状況を判断した上で、必要に応じて開設する。

- **関係機関共有方式**

避難支援等に必要な個人情報を収集する方式の1つ。個人情報保護条例で保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用し、福祉担当部局等が保有する避難行動要支援者情報を防災担当部局が共有する。避難行動要支援者名簿作成の際に用いる。

- **手上げ方式**

避難支援等に必要な個人情報を収集する方式の1つ。ホームページ・広報紙等の広報媒体により避難行動要支援者名簿の作成について住民に周知し、登録希望者から必要な個人情報を収集する。避難行動要支援者名簿作成の際に用いる。

- **同意方式**

避難支援等に必要な個人情報を収集する方式の1つ。各地方公共団体又は避難支援等関係者が避難行動要支援者本人に直接働きかけ必要な個人情報を収集する。同意者名簿作成及び個別計画策定の際に用いる。

第1章 避難行動要支援者避難支援計画について

1. 趣旨

平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名に上るなど、多数の支援者も犠牲となった。

この教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、

- ①要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
- ②避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から避難支援等関係者に情報提供すること
- ③現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者に提供できること
- ④名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること

等が定められた。

内灘町避難行動要支援者避難支援計画（以下「避難支援計画」という。）は、災害発生時における避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）への支援を適切かつ円滑に実施するため、本町における要支援者の避難支援等について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、要支援者の自助及び地域（近隣）の共助を基本とし、要支援者の避難支援体制の整備を図ることにより、以って地域の安全・安心体制を強化することを目的とする。

2. 構成

避難支援計画は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、要支援者の避難支援等に関する全体計画と個別計画で構成する。

ただし、個別計画については、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に要支援者と具体的な打ち合わせを行いながら別途策定し、ここでは個別計画の概要及び様式を定めるものとする。

3. 避難支援体制の整備・推進

内灘町は、要支援者の支援業務を的確に実施するため、避難行動要支援者避難支援班（以下「避難支援班」という。）を設置する。

平常時は、福祉担当部局と防災担当部局による横断的な組織として、避難支援体制の検討・調整等を行い、必要に応じ避難支援計画の改定等を行う。避難支援体制の整備・推進に当たっては、避難支援等関係者の協力を得ながら進める。

災害時は、災害対策本部の福祉班内に設置し、要支援者に向けての避難指示等の伝達、避難誘導、安否確認及び避難状況の把握、要支援者支援避難所班（要支援者のニーズの把握や支援を検討するために各避難所に設置される活動班の一つ。）等との連携、単独の避難所では対応できない場合の広域調整等の支援業務全般を行う。

4. 関係機関等の役割

（1）防災担当部局の役割

<平常時>

- ①福祉担当部局と共に避難支援班を設置する
- ②福祉担当部局から要支援者の要件に該当する者の情報の提供を受け、要支援者名簿を作成する
- ③福祉担当部局と協力し、要支援者名簿登録者に対し、平常時から避難支援等関係者に個人情報を提供することについて同意の有無を確認し、同意者名簿を作成する
- ④消防部局・警察・社会福祉協議会・自主防災組織・消防団に同意者名簿を提供する
- ⑤自主防災組織と協力し、同意者名簿登録者と打ち合わせの上、個別計画を策定する
- ⑥自主防災組織に個別計画を提供する
- ⑦要支援者名簿・同意者名簿・個別計画の管理及び更新
- ⑧避難指示等の伝達体制の整備
- ⑨福祉避難所の確保
- ⑩要支援者本人・家族・関係者に対する災害への備えの普及啓発

<災害時>

- ①避難指示等の発令及び伝達
- ②必要に応じ、避難支援等関係者に要支援者名簿を提供する
- ③必要に応じ、避難所・福祉避難所の開設を依頼する

(2) 福祉担当部局の役割

<平常時>

- ①防災担当部局と共に避難支援班を設置する
- ②要支援者の要件に該当する者の情報を防災担当部局へ提供する
- ③同意者名簿の作成協力及び個別計画の策定協力
- ④要支援者名簿・同意者名簿・個別計画の共同管理及び更新
- ⑤福祉避難所の確保の協力
- ⑥要支援者本人・家族・関係者に対する災害への備えの普及啓発

<災害時>

- ①災害対策本部の福祉班内に避難支援班を設置する
- ②要支援者の安否確認及び避難状況の把握
- ③避難所開設時、要支援者支援避難所班を設置する
- ④必要に応じ、福祉避難所を開設し運営する

(3) 消防部局の役割

<平常時>

- ①要支援者の避難支援体制整備・推進への協力
- ②同意者名簿の共有

<災害時>

- ①同意者名簿に登録されている要支援者の避難支援等を実施し、防災担当部局から要支援者名簿の提供を受けた後は、要支援者名簿に登録されている要支援者の避難支援等を実施する

(4) 警察

<平常時>

- ①要支援者の避難支援体制整備・推進への協力
- ②同意者名簿の共有

<災害時>

- ①同意者名簿に登録されている要支援者の避難支援等を実施し、防災担当部局から要支援者名簿の提供を受けた後は、要支援者名簿に登録されている要支援者の避難支援等を実施する

(5) 社会福祉協議会の役割

<平常時>

- ①要支援者の避難支援体制整備・推進への協力
- ②同意者名簿の共有

③個別計画の策定協力

<災害時>

- ①要支援者への避難指示等の伝達
- ②同意者名簿に登録されている要支援者の避難支援等を実施し、防災担当部局から要支援者名簿の提供を受けた後は、要支援者名簿に登録されている要支援者の避難支援等を実施する
- ③災害ボランティアセンターの設置・運営

(6) 自主防災組織の役割

<平常時>

- ①要支援者の避難支援体制整備・推進への協力
- ②同意者名簿の共有
- ③個別計画の策定協力・共有

<災害時>

- ①要支援者への避難指示等の伝達
- ②同意者名簿に登録されている要支援者の避難支援等を実施し、防災担当部局から要支援者名簿の提供を受けた後は、要支援者名簿に登録されている要支援者の避難支援等を実施する
- ③避難所開設時、避難所運営委員会を設置する

(7) 消防団の役割

<平常時>

- ①要支援者の避難支援体制整備・推進への協力
- ②同意者名簿の共有

<災害時>

- ①同意者名簿に登録されている要支援者の避難支援等を実施し、防災担当部局から要支援者名簿の提供を受けた後は、要支援者名簿に登録されている要支援者の避難支援等を実施する

(8) 福祉事業者等の役割

<平常時>

- ①通所者（在宅の要支援者）の個別計画の策定協力
- ②福祉避難所としての避難体制への協力

<災害時>

- ①要支援者の避難における、移動手段確保の協力
- ②福祉避難所開設時の要支援者の受入

第2章 要支援者名簿・同意者名簿・個別計画

1. 要支援者名簿の作成

(1) 目的

要支援者名簿は、下記の目的に限定し使用する。

- ①同意者名簿作成の基礎資料
- ②災害時の要支援者の避難支援等

(2) 対象者

一般に、要配慮者については、自力で避難が可能な方や避難支援の必要性が少ない方も相当数いるため、内灘町では下記要件に該当する方を対象として要支援者名簿を作成する。

- ①要介護の認定を受けた方
- ②身体障害者手帳の交付を受けた方のうち、肢体不自由（1～3級）、視覚・聴覚障害（1～3級）に該当する方
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付（1～2級）を受けた方
- ④療育手帳の交付を受けた方
- ⑤上記要件から漏れた場合であっても、自力での避難が困難で、登録を希望する方

(3) 作成方法

防災担当部局は、内灘町個人情報保護条例第6条第1項第6号に基づき、福祉担当部局等において把握している下記の台帳等に登載されている情報を元に、要支援者名簿を作成する。

- ①住民登録基本台帳
- ②要介護・要支援認定台帳
- ③身体障害者更生指導台帳
- ④精神障害者保健福祉交付台帳
- ⑤療育手帳交付台帳

(4) 内容

要支援者名簿は、下記の情報を記載するものとし、様式1のとおりとする。

- ①氏名
- ②性別
- ③生年月日
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦上記のほか、様式1に定めたもの

(5) 更新

毎年1月1日を基準日として更新を行う。この際、既登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができるものとする。

- ①登録者が死亡したとき
- ②登録者が町外に転出したとき
- ③登録者が要支援者名簿の対象者の要件に該当しなくなったと認められるとき

2. 要支援者名簿の提供・管理

(1) 要支援者名簿の提供先

平常時は、福祉担当部局と共同で管理する。

災害時は、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、次の機関等に提供し共有する。

- ①消防部局
- ②警察
- ③社会福祉協議会
- ④自主防災組織
- ⑤消防団

(2) 要支援者名簿の適正な取扱い

要支援者名簿の原本は防災担当部局及び福祉担当部局が保管する。災害時に名簿の副本の提供を受けた者は、要支援者の避難支援等の目的にのみ利用し、使用後はただちに防災担当部局に返納する。

3. 同意者名簿の作成

(1) 目的

同意者名簿は、下記の目的に限定し使用する。

- ①個別計画策定の基礎資料
- ②災害時の要支援者の避難支援等

(2) 作成方法

防災担当部局及び福祉担当部局は要支援者名簿登録者に対し、平常時から避難支援等関係者に個人情報を提供することについて同意の有無を確認し、同意の得られた方だけの要支援者名簿情報を抜粋して同意者名簿を作成する。

(3) 内容

同意者名簿は、下記の情報を記載するものとし、様式1のとおりとする。

- ①氏名
- ②性別
- ③生年月日
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦上記のほか、様式2に定めたもの

(4) 更新

要支援者名簿の更新に併せ、同意者名簿も更新する。

前回までに個人情報提供の同意確認書を提出された方については、変更の申し出がない限り自動継続とし、未提出の方及び要支援者名簿の新規登録者に同意の有無を確認する。

4. 同意者名簿の提供・管理

(1) 同意者名簿の提供先

防災担当部局は、同意者名簿を福祉担当部局と共同で管理するほか、避難支援体制を整備するため、内灘町個人情報保護条例第6条第1項第2号及び第3号に基づき、次の機関等に平常時から提供し共有する。

- ①消防部局
- ②警察
- ③社会福祉協議会
- ④自主防災組織
- ⑤消防団

(2) 同意者名簿の適正な取扱い

同意者名簿の原本は防災担当部局及び福祉担当部局が保管し、副本は名簿の提供を受けた者が保管する。同意者名簿の提供は内灘町個人情報保護条例の利用及び提供の制限の例外規定に基づくものであり、災害時の要支援者の避難支援等の目的にのみ利用する。

また、同意者名簿の提供を受ける者の情報漏洩対策が不可欠であるため、消防部局・警察・社会福祉協議会・自主防災組織・消防団は守秘義務を厳守する。各自主防災組織会長は同意者名簿の取扱者を予め定め、取扱者は個人情報保護に関する誓約書（様式5）を提出し、守秘義務の遵守に努める。また、情報共有者は、同意者名簿を保管する場合は施錠付きの保管庫に保管するなど、当該情報に係る要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5. 個別計画の策定

(1) 目的

個別計画は、災害時の要支援者の避難支援等の目的に限定し使用する。

(2) 策定方法

同意者名簿に登録されている要支援者について、社会福祉協議会・自主防災組織の協力のもと、各要支援者と具体的な避難方法等について打ち合わせを行い、個別計画を策定する。

(3) 内容

個別計画は、下記の情報を記載するものとし、様式3のとおりとする。

- ①氏名
- ②避難時に配慮しなくてはならない事項
- ③避難場所・避難経路
- ④緊急時の連絡先
- ⑤避難支援者情報
- ⑥上記のほか、様式3に定めたもの

(4) 更新

同意者名簿の更新後、同意者名簿新規登録者の個別計画を策定する。

策定済みの個別計画の内容については、変更の申し出があった場合、随時変更する。

6. 個別計画の提供・管理

(1) 個別計画の提供先

防災担当部局は、個別計画を福祉担当部局と共同で管理するほか、避難支援体制を整備するため、内灘町個人情報保護条例第6条第1項第2号及び第3号に基づき、自主防災組織に平常時から提供し共有する。

(2) 個別計画の適正な取扱い

個別計画の原本は防災担当部局及び福祉担当部局が保管し、副本は個別計画の提供を受けた者が保管する。個別計画の提供は内灘町個人情報保護条例の利用及び提供の制限の例外規定に基づくものであり、災害時の要支援者の避難支援等の目的にのみ利用する。

また、個別計画の提供を受ける者の情報漏洩対策が不可欠であるため、自主防災組織は守秘義務を厳守する。各自主防災組織会長は個別計画の取扱者を予め定め、取扱者は個人情報保護に関する誓約書（様式5）を提出し、守秘義務の遵守に努める。また、情報共有者は、個別計画を保管する場合は施錠付きの保管庫に保管するなど、当該情報に係る要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7. 福祉事業者等の保有する情報の活用

福祉担当部局は、福祉事業者等の保有する要支援者の居住状況等の情報を基に、個別計画の修正を適宜行う。

8. 要支援者名簿・同意者名簿・個別計画の共有

区 分	防災部局	福祉部局	消防部局	警 察	社会福祉協議会※1	自主防災組織	消防団
要支援者名簿	原本管理	共同管理	共有※2	共有※2	共有※2	共有※2	共有※2
同意者名簿	原本管理	共同管理	共有	共有	共有	共有	共有
個別計画	原本管理	共同管理				共有	

※1 社会福祉協議会は、必要に応じ、民生委員と名簿情報を共有することができる。

※2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、内灘町が特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、要支援者本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を共有することができる。

第3章 避難誘導・安否確認体制の整備

1. 避難支援の実施体制

(1) 内灘町における避難支援体制

内灘町は要支援者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等の各種体制を整備する。

また、災害時には災害情報等に基づき、早い段階で要支援者に対する避難支援体制を整えるとともに、避難指示等を発令する段階においては、要支援者が避難支援等を受けられない場合に備え、避難支援班の中に相談窓口を設置する。

(2) 地域における避難支援体制

避難支援等関係者は、防災だけにとどまらず、平常時からの声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動など、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深め、地域ぐるみの避難体制の整備に努める。避難指示等が発令された際は、同意者名簿及び個別計画により避難支援等を実施するが、何らかの理由により支援を実施できないときは、避難支援班へ連絡する。

(3) 福祉事業者等の避難支援体制の整備

福祉事業者等は、内灘町から提供される防災情報等に基づき、平常時から要支援者の受入れや移動支援等の避難支援体制の整備に努める。避難指示等が発令された際は、迅速・確実な避難支援に協力する。

(4) ボランティア等との連携

災害時、内灘町は社会福祉協議会の協力のもと、災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアとの連携に努める。

2. 情報伝達体制

(1) 要支援者への情報伝達

内灘町は、様々な情報伝達手段を確保し、要支援者へ防災情報を提供する。特に、視覚・聴覚障害者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスの活用を推進する。

また、発令された避難指示等が要支援者を含めた住民全員に確実に伝達されるよう、電話連絡や直接の訪問など、双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

(2) 情報伝達手段

- ①防災行政無線
- ②災害情報メール
- ③広報用車両及び消防車両
- ④社会福祉協議会等を通じたの連絡
- ⑤自主防災組織を通じたの連絡
- ⑥F A X
- ⑦町ホームページ・フェイスブック
- ⑧民放・C A T V・コミュニティFM局等の緊急放送
- ⑨電光情報表示システム

(3) 避難支援等関係者への情報伝達

内灘町は、避難支援等関係者が避難支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援等関係者に防災情報を積極的に提供し、避難支援体制の確保に努める。

3. 要支援者の避難支援方法等の普及

内灘町は、避難支援等関係者・福祉事業者等・地域住民等に対し、要支援者情報の収集や、要支援者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会・研修会・広報誌・ホームページ等を通じて普及を図る。

4. 避難支援訓練の実施

内灘町は、避難支援等関係者と協力・連携し、防災訓練等の実施時には要支援者の避難支援訓練を併せて行う。

5. 安否確認体制

(1) 要支援者の安否確認

通常、安否確認は緊急避難場所又は避難所において実施するが、親戚宅等に避難する要支援者も想定されることから、緊急避難場所又は避難所においてだけで全要支援者の安否確認は難しいと考えられる。このため、内灘町は避難支援班による安否確認窓口を設置し、要支援者の安否情報を収集する。

(2) 避難支援等関係者からの報告

避難支援等関係者は、要支援者が親戚宅等へ避難をした連絡を受けた場合、要支援者支援避難所班又は安否確認窓口へ報告する。

避難行動要支援者名簿

番号	氏名	性別	生年月日	年齢	郵便番号	住所	住居又は居所	電話番号	避難支援を必要とする事由	備考	年 月 日現在	
											同意者 名簿	個別 計画
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

同意者名簿

番号	氏名	性別	生年月日	年齢	郵便番号	住所 又 は 居所	電話番号	避難支援を必要とする事由	備考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

年 月 日現在

個別計画

避難時に配慮 しないで ならない事項	あてはまるもの全てに☑ <input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 物が見えない (見えにくい) <input type="checkbox"/> 音が聞こえない (聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても家族や知人と分からない <input type="checkbox"/> その他 ()
同居家族等	
【特記事項】 (普段いる部 屋、寝室の位 置、不在の時 の目印、避難 済みの目印 等)	
避難所等情報 (位置・避難 経路・移動す るまでの注意 事項等)	

緊急時の 連絡先①	フリガナ	
	氏名 (団体名)	
	住所	
緊急時の 連絡先②	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス: その他 :
	フリガナ	
	氏名 (団体名)	
緊急時の 連絡先③	住所	
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス: その他 :
	フリガナ	
避難支援者 情報①	フリガナ	
	氏名 (団体名)	
	住所	
避難支援者 情報②	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス: その他 :
	フリガナ	
	氏名 (団体名)	
避難支援者 情報③	住所	
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス: その他 :
	フリガナ	
避難支援者 情報④	氏名 (団体名)	
	住所	
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス: その他 :

平成 年 月 日

上記避難支援等関係者に提供した情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、内灘町に報告することを了承します。

氏名



名簿情報提供の同意確認書

フリガナ		性別	男 ・ 女
氏名		生年月日	西暦 年 月 日
住所	〒 —		
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	
避難支援等を 必要とする事由	<input type="checkbox"/> 75歳以上の高齢者のみの世帯である <input type="checkbox"/> 要介護・要支援の認定を受けている（要介護状態区分： ） <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳所持（肢体不自由 1級・2級・3級） <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳所持（視覚障害 1級・2級・3級） <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳所持（聴覚障害 1級・2級・3級） <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳所持（ 1級・2級 ） <input type="checkbox"/> 療育手帳所持 <input type="checkbox"/> その他 【特記事項】		
平成 年 月 日 避難行動要支援者名簿に登録された者は、避難支援者への名簿情報提供に同意することにより、災害発生時の避難行動の際に支援を受けられる可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族等の安全確保が前提のため、同意によって避難支援が必ず為されることを保証するものではなく、また、避難支援者は法的な責任や義務を負うものではありません。 上記の内容を理解し、避難の支援・安否の確認・その他の保護を受けるために、上記内容を内灘町地域防災計画で定める避難支援等関係者に提供することに、 <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません <div style="text-align: center;"> 氏名 _____ (印) </div>			

※名簿情報提供の同意の意思は、変更の申し出がない限り自動継続とします。
 ※同意いただいた場合、避難支援に必要な個人情報を避難支援等関係者に提供します。
 ※同意いただいた方には後日、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際にご協力ください。

内 灘 町 長

個人情報保護に関する誓約書

同意者名簿及び個別計画は、記載事項の適正な取扱いを確保し、厳重に管理を行うとともに、下記事項を遵守し、その利用を災害時の避難行動要支援者の避難支援・安否確認の目的のみに使用することを誓約します。また、その職を退いた後も同様、その情報を一切漏洩しません。

記

1. 同意者名簿及び個別計画の情報は、第三者への漏洩防止のため、責任を持って保管場所(施錠可能なところ)を定め保管すること。
2. 不特定多数の人が開閉可能な場所を保管場所として定めないこと。
3. 同意者名簿及び個別計画の情報については、複写・複製・書き取り等を一切しないこと。また、パソコンその他の情報機器への入力を一切しないこと。

住 所 河北郡内灘町 _____

氏 名 _____ (印)

住 所 河北郡内灘町 _____

氏 名 _____ (印)

※同意者名簿及び個別計画を取り扱う方が署名・押印してください。